

(社)日本建築家協会は
UIA (国際建築家連合) 国際推奨基準にもとづく

「登録建築家」認定申請受付

2009年12月15日から開始します。



JIAは、「登録建築家」資格を会員対象にほぼ6年にわたって試行してきました。この実績を踏まえ、会員以外の多くの方にもご参加いただけるよう制度整備を行いました。「登録建築家」資格を普及して、社会制度として定着させてまいります。建築家として「誇りと志」ある多くの方のご参加をお待ちしています。

社団法人日本建築家協会 会長 出江寛



「登録建築家」資格は、建築家が誇りを保ち、社会から最も信頼される資格であることを目指しています。その為には認定制度の目的をふまえた規則細則にもとづいて、客観性・透明性の高い公正な資格認定をすることが重要な基本であると考えています。全国10支部と本部に設けた資格認定評議会は連携しながら正しい認定をいたします。

建築家認定評議会 議長 川崎清 (京大名誉教授)

申請対象者

一級建築士免許取得者で、免許取得後5年以上継続的に設計監理の統括者としての実務経験を有する方。
(詳細は裏面及び建築家資格制度ホームページをご覧ください)

認定・登録スケジュール

申請受付：2009年12月15日～2010年2月10日
認定審査：2010年3月下旬
登録：2010年4月1日

申請は建築家資格制度ホームページから行ってください <http://the-japan-institute-of-architects.com/>

設計者には「自由・独立」が必用とお考えの建築士に
「登録建築家」資格取得を呼びかけます。

建築家認定評議会
社団法人 日本建築家協会

「登録建築家」とは

(社)日本建築家協会は発足以来、戦後復興期に成立した現行の建築基準法・建築士法が業務実態にそぐわず、消費者保護や資格の国際相互認証の観点からも不備があることを指摘し、これを改善するための制度研究を行なってきました。その一環として、現行法の不備な点を補い、かつ、将来の建築士法改正へのモデルとして UIA（国際建築家連合）国際推奨基準による「建築家資格制度」を創設、2003 年度から本会会員を対象に「登録建築家」資格の認定・登録を開始し、制度の試行を進めてきました。

本制度は「設計者が依頼者の利益を守り、良質な社会資産を構築するための社会的役割を全うするための制度構築」を目的としています。そのためには「倫理性」「技術能力」「芸術的資質」「建築の公益性への理解」等とともに、専門家としての自律的判断を下すための「独立性・第三者性」が設計者に求められます。この考え方を骨子に、UIA 国際推奨基準にもとづく「実務訓練制度」「認定登録制度」「継続教育制度」「登録更新制度」を構築し、建築設計資格の国際相互認証にも対応可能な国際標準の制度としています。

2009年12月15日には本制度をオープン化し、JIA会員外の建築士の方々にも本制度に参加していただけることとなります。多くの建築士の方々にご参加いただき「建築に関する消費者保護」「建築設計資格の国際化」「意匠設計専門家の資格確立」を推進していきたいと考えております。

1 審査対象者

(1) 実績認定による資格申請（下記①～③の全項目に該当していること）

- ① 一級建築士免許を取得している意匠系の設計者。（構造・設備等技术系の設計者は対象外）
- ② 免許取得後、統括的立場で継続的に5年以上の設計・監理実務経験を有する者。
- ③ 独立性を有する立場である者

(2) 実務訓練による資格申請（下記①②に該当していること）

- ① 建築家資格制度認定評議会が定める「実務訓練プログラム」を終了した者。
- ② 一級建築士免許を取得している意匠系の設計者。（構造・設備等技术系の設計者は対象外）

2 主要な認定基準

(1) 実績認定の認定基準

- ① 登録建築家としての倫理性を有すると判断され、且つ独立性が担保されている者。
- ② 芸術的資質等、登録建築家として必要な資質・能力を有すると判断される者。
- ③ 規則第15条に定める「欠格事由」に該当しない者。

(2) 実務訓練の認定基準

- ① 登録建築家としての倫理性を有すると判断され、且つ独立性が担保されている者。
- ② 規則第15条に定める「欠格事由」に該当しない者。

3 審査・認定機関

登録建築家の審査・認定は「建築家認定評議会」が行ないます。評議会の第三者性を担保するため、7名の評議員のうち4名は建築関係外の市民・弁護士・学識経験者等としており、建築関係は建築学会、建築士会、日本建築家協会からの推薦者3名です。評議会議長は評議員の互選で選出され任期は2年間、試行開始後の歴代議長は、楨文彦、鬼頭梓、川崎清（現議長）の3氏です。